

## 現場科学検査班の編成及び運用について(例規通達)

(昭和62年12月8日)

(栃科研第3号栃木県警察本部長通達)

最近の犯罪捜査をめぐる厳しい環境に対応し、的確に科学捜査を推進するため、専門的知識、技術を有する鑑定技術職員による「現場科学検査班」を編成し、昭和63年1月1日から次により現場における資料採取の技術、知識の指導を行うこととしたので効果的運用を図られたい。

### 記

- 1 設置  
刑事部科学捜査研究所に、現場科学検査班を設置する。
- 2 編成  
現場科学検査班は、科学捜査研究所の法医、化学、物理の担当係員各1名をもつて編成する。ただし、科学捜査研究所長は、事案の規模、内容等により前記の班編成を変更することができる。
- 3 出動事件の範囲
  - (1) 凶悪又は重大な事件
  - (2) 大規模な事件、事故
  - (3) その他科学捜査研究所長の命ずる事件、事故
- 4 任務
  - (1) 現場において行うことのできる必要かつ可能な科学的検査
  - (2) 法医・理化学等に関する資料採取上の専門的、技術的指導
- 5 勤務制  
毎日勤務制とし、出動事件のない場合は、通常の鑑定業務に従事するものとする。
- 6 運用  
警察署長からの出動要請により現場科学検査班出動の必要性があると認めるときは、科学捜査研究所長の命により出動するものとする。